

○第2次山梨市環境基本計画策定に伴う主な会議の経過

No.	日付	項目
1	平成28年7月5日	第1回 環境審議会
2	平成28年7月20日	第1回 庁内検討委員会
3	平成28年10月31日	第2回 環境審議会
4	平成28年11月4日	第2回 庁内検討委員会
5	平成28年12月20日	第3回 庁内検討委員会
6	平成28年12月20日	第3回 環境審議会
7	平成28年12月26日～平成29年1月13日	パブリックコメント実施
8	平成29年1月24日	第4回 庁内検討委員会
9	平成29年1月30日	第4回 環境審議会



平成29年2月1日 佐藤会長から望月市長に答申書を渡す。

## ○山梨市環境基本条例

平成 17 年 4 月 25 日

条例第 234 号

本市は、面積の約 8 割を森林が占め、甲武信ヶ岳に代表される秩父山系や西沢溪谷など秩父多摩甲斐国立公園の区域内にある北部の山々、山梨県自然環境保全地区に指定されている乙女高原や小樽山など緑豊かな山並みに囲まれ、青い空、澄んだ空気、おいしい水、広大な果樹園地そして、日本有数の桃とぶどうの里であり、市内を流れる笛吹川、重川、日川の清流の恩恵を受け古くから峡東地域の政治、経済、文化の拠点として栄えてきた。

しかしながら、今日、大量生産、大量消費、大量廃棄などの社会経済活動が環境に与える負荷は増大してきており、生活排水による水質汚濁や廃棄物の増大への対応、治山治水、水資源確保の役割としての森林の保護及び遊休農地や水辺の有効活用などが、重要な課題となっている。

また、生産の向上と便利な生活を迫及するあまり、資源やエネルギーを大量に消費することによる環境への影響は、地域のみならず地球全体にまで及ぶようになってきており、環境問題の解決に向けた積極的な対応が求められている。

私たちは、取り巻く環境が有限なものであることを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を継承していくとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる循環型社会を構築していかなければならない。

このためには、環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定め、市、市民及び事業者が共通の認識に立って、それぞれの立場から具体的な取り組みを行うことが必要である。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と環境が共生するまちをつくるために、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全を図る上で支障になるおそれのあるものをいう。
- (2) 事業者 市内において継続的に物の生産又は役務の提供等事業活動を行っているものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接に関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、次に掲げるものを基本理念とする。

- (1) 現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたり引き継がれていくように推進されなければならないこと。

(2) すべての者が資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷を低減することによって、持続的に発展することが可能な循環型社会が構築されるよう推進されなければならないこと。

(3) 地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、日常生活及び事業活動において、地球の環境にも配慮した自発的な取り組みにより推進されなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全等に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止、その他の環境の保全等に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(基本的な施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、公害の防止、自然環境の保全等に係わる施策を継続し、その充実に努めるとともに、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) うるおいとやすらぎのある快適な都市環境の創造に関すること。

(2) 資源の循環利用、廃棄物の発生抑制、エネルギーの有効利用等に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関すること。

2 市は、前項の施策を実現するに当たっては、市民及び事業者の自発的な活動を推進するため、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、すべての者が人と環境の関わりについての理解及び認識を深めるため、環境学習の推進に努めるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民、事業者及びこれらの者をもって組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、山梨市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(規制等の措置)

第9条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制及び指導等の措置を講ずるものとする。

(促進的措置)

第10条 市は、市民等の環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(施設整備等の推進)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るための事業を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地、河川その他の快適な生活の確保のための施設等に資する公共的施設の整備並びに森林の保護及び遊休農地の活用を図るための事業を推進するものとする。  
(廃棄物の減量の推進等)

第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。  
(環境学習の充実)

第 13 条 市は、市民等が環境への意識を高め、環境に配慮した取り組みが推進されるように、学校、地域、事業所、家庭等の場を通じて、環境学習の充実に努めるものとする。  
(情報の提供)

第 14 条 市は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の現況その他の環境保全等に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。  
(市民等の意見の反映)

第 15 条 市は、環境の保全等に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。  
(報告及び公表)

第 16 条 市長は、環境の現状及び環境保全等に関する施策の実施状況に関する報告を毎年作成し、公表するとともに審議会の意見を聴かななければならない。  
(調査及び研究)

第 17 条 市は、環境の状況の把握並びに環境変化の予測に関する調査その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査及び研究に努めるものとする。  
(監視等の体制の整備)

第 18 条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。  
(推進体制の整備)

第 19 条 市は、市民等と協力して、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するように努めるものとする。  
(地球環境保全の推進)

第 20 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献することのできる施策を推進するものとする。  
(国等との協力)

第 21 条 市は、環境保全等に関する広域的な取り組みを必要とする施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との協力を努めるものとする。  
(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 25 日から施行する。

# ○山梨市環境審議会条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 159 号

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、本市における環境保全に関して、基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として山梨市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて環境保全対策に関する基本となるべき総合的施策の樹立及びその実施に関する事項並びに一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議するほか、必要に応じ意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体の役職員

(3) 知識経験者

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、説明及び意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境課において主管する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

### 山梨市環境審議会委員名簿

役職名	職 名	氏 名	任 期
会 長	山梨市区長会会長	佐藤 進	平成 27 年 4 月 1 日～
副会長	山梨市社会福祉協議会会長	古屋 捷朗	平成 27 年 4 月 1 日～
委 員	峡東林務環境事務所所長	仲田 隆	平成 28 年 4 月 1 日～
委 員	峡東保健福祉事務所所長	大塚 克秀	平成 28 年 4 月 1 日～
委 員	峡東農務事務所所長	土屋 重文	平成 28 年 4 月 1 日～
委 員	山梨市商工会会長	新谷 一男	平成 27 年 4 月 1 日～
委 員	山梨市中小企業労務改善協議会会長	雨宮 康夫	平成 27 年 4 月 1 日～
委 員	山梨市農業委員会会長	鈴木 利丸	平成 27 年 4 月 1 日～
委 員	山梨市商工会 (女性部 部長)	雨宮 千恵子	平成 27 年 4 月 1 日～
委 員	知識経験者	中澤 良英	平成 27 年 4 月 1 日～
委 員	知識経験者	津島 理加	平成 28 年 4 月 1 日～
委 員	知識経験者	正岡 芳子	平成 27 年 4 月 1 日～
委 員	知識経験者	三枝 一陽	平成 27 年 4 月 1 日～
委 員	知識経験者	山中 親次	平成 27 年 4 月 1 日～
委 員	知識経験者	川井 洋二	平成 27 年 4 月 1 日～
委 員	知識経験者	飯島 省二	平成 27 年 4 月 1 日～
委 員	知識経験者	四十物 治夫	平成 27 年 4 月 1 日～

# ○山梨市環境基本計画庁内検討委員会設置要綱

平成 18 年 1 月 10 日  
告示第 2 号

(設置)

第 1 条 山梨市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定し、その施策の推進を図るため、山梨市環境基本計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、副市長とし、副委員長は、教育長とする。

3 委員は、課長職の職員とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第 3 条 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査及び審議する。

(1) 環境基本計画の素案、原案及び策定に関すること。

(2) 環境基本計画に基づき施行する環境保全及び創造に関する施策を遂行するために必要な事項の検討

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(事務局)

第 6 条 環境基本計画の策定の推進と総合調整を行なうために、環境基本計画策定事務局(以下「事務局」という。)を置く。

(事務局の構成)

第 7 条 事務局に局長、局次長及び局員を置く。

2 局長は、環境課長とする。

3 局次長及び局員は、環境課生活環境担当職員とし、委員会の庶務を担当する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 25 日告示第 166 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 山梨市環境基本計画庁内検討委員名簿

役 職 名	職 名	氏 名
委 員 長	副市長	飯島 尚敏
副 委 員 長	教育長	市川 今朝則
委 員	まちづくり政策課長	中山 浩貴
委 員	学校教育課長	小川 鉄男
委 員	生涯学習課長	中村 貴仁
委 員	管財課長	杉田 公司
委 員	農林課長	古宿 昌士
委 員	建設課長	小池 正樹
委 員	都市計画課長	守屋 裕史
委 員	水道課長	古屋 貴章
委 員	下水道課長	鈴木 祐之
委 員	観光課長	穉野 今朝貴
委 員	牧丘支所長	奥山 栄一
委 員	三富支所長	広瀬 秀二
事 務 局 長	環境課長	小田切 聡
事 務 局 次 長	生活環境担当リーダー	古屋 英仁
事 務 局 員	施設管理担当リーダー	立川 隆次
事 務 局 員	新エネルギー推進担当リーダー	羽田 エミ



梨環境1第7-3号  
平成28年7月5日

山梨市環境審議会  
会長 佐藤 進 殿

山梨市長 望月 清賢

第2次山梨市環境基本計画の策定について（諮問）

このことについて、「第2次山梨市環境基本計画」の策定のため、山梨市環境審議会条例第2条及び山梨市環境基本条例第8条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成29年2月1日

山梨市長 望月 清賢 殿

山梨市環境審議会  
会長 佐藤 進

「第2次山梨市環境基本計画（案）」について（答申）

平成28年7月5日付、梨環境1第7-5号で本委員会に対して諮問のありました「第2次山梨市環境基本計画（案）」について、現在の私たちを取り巻く環境や本市の現状と課題を踏まえ、慎重に審議を重ねてきた結果、本日、別紙のとおり「第2次山梨市環境基本計画（案）」を答申します。

## 「第2次山梨市環境基本計画（案）【答申】」

本審議会で諮問を受けた「第2次山梨市環境基本計画（案）」は、平成29～38年度までの環境政策の方向性を示すものです。

本審議会では、この「第2次山梨市環境基本計画（案）」に対し、計画全体の進捗状況や社会情勢の変化などを考慮し慎重に審議を重ねてまいりました。

本審議会で審議した結果、「第2次山梨市環境基本計画（案）」は妥当であると認め、下記の意見・要望を附して答申致します。

### 記

「第2次山梨市環境基本計画（案）」に対する意見・要望

#### ◆計画内容について

- ・ ごみの減量化をなお一層推進していただきたい。
- ・ リサイクルステーションにおいて、さらなるリサイクルの向上を図ること。

#### ◆計画策定後の取組について

- ・ 毎年度、施策の実施状況を評価し、5年後の中間目標を達成するために、進捗状況を管理すること。
- ・ 環境施策に係わる情報提供を積極的に周知すること。

## 語 句 説 明

No.	ページ	語 句	説 明
1	1	地球温暖化	大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。地球温暖化により、海水面の上昇、異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリヤなどの熱帯性感染症の発生数増加など様々な影響が生じるとされています。
2	6	住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるものです。
3	7	用途地域	用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類あります。それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決まります。
4	9	リサイクルステーション	資源ごみを分別して、一時的に保管しておく場所です。市内各区に設置されており、本市では6種類18品目を回収しています。
5	11	エコライフ	日常生活が自然や環境に大きな影響を与えているということを認識し、環境にやさしい生活を実践していくことです。一人一人の小さな行動も多くの人が実践することにより地球の環境をまもっていく大きな力になります。
6	11	リユース食器	使い捨ての食器ではなく繰り返し使用できる飲食容器のことです。リユース飲食容器を使用する事によって、ごみの減量や環境に配慮したイベントを行う事が出来ます。
7	11	山梨市 ごみ減量化 モデル事業	平成23年度に山梨市が実施した、家庭ごみから排出される可燃ごみの減量化を実現するため、モデル地区を設定し、効果的なごみ減量化の方法を検討・検証する事業です。家庭から排出される可燃ごみ『1人1日55gの減量』をごみ減量チャレンジ目標として設定し、その他紙類の分別の徹底、生ごみの水きり、堆肥化の励行、リサイクルステーションの活用推進の視点で可燃ごみの減量化に取り組んでいただきました。
8	12	特定家庭用 機器再商品化法	一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。
9	12	農業用 廃プラスチック 適正処理施設	農業によって排出されるビニールハウスや苗代の廃ビニールを適正に処理するために設けられた施設です。主に農協などで収集し運び込まれ処理されます。
10	13	3R	Reduce(リデュース:減らす→ごみの発生抑制)、Reuse(リユース:繰り返し使う→再利用)、Recycle(リサイクル:再資源化→ごみの再生利用)の、3つのごみ減量化を目的とした取組です。
11	18	企業の森 推進事業	森林の持つ多面的機能の発揮を目的とし、企業の社会貢献活動の一環として、山梨県が森林整備を希望する企業に対し、県が窓口となって市町村や地域との橋渡しを行い、「企業と地域が一体となった森林づくり」を行う事業です。
12	20	硫黄酸化物	石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質です。一般的に燃焼過程で発生するものは大部分が二酸化硫黄です。硫黄酸化物は、人の呼吸に影響を与えたり植物を枯らしたりします。
13	20	窒素酸化物	石油、ガス、石炭など燃料の燃焼過程によって発生し、酸性雨などの原因になります。その発生源は工場、自動車、家庭の暖房等、多種多様です。燃焼の過程では一酸化窒素として排出されますが、徐々に大気中の酸素と結合して二酸化窒素となります。
14	20	ばいじん	「大気汚染防止法」の用語で、燃料その他の物の燃焼または熱源として電気に伴い発生する“すす”などの固体粒子の総称をいいます。

No.	ページ	語句	説明
15	20	粉じん	空気またはガスなどに含まれている固体の粒子をいいます。「大気汚染防止法」では、物の破碎、選別その他の機械的処理または堆積に伴い発生または飛散する物質をいいます。
16	20	一酸化炭素	燃焼などの不完全燃焼により発生するもので、自動車が主な発生源とされています。一酸化炭素は温室効果のあるメタンの寿命を延ばすほか、血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなど、健康への悪影響があるとされています。そのため、環境基準では「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、1時間値の8時間平均値20ppm以下であること。」（昭和53年環境庁告示第38号）と定められています。
17	20	炭化水素	主に塗料、印刷工場、重油等の貯蔵タンク、自動車などから発生し、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質のひとつです。
18	20	二酸化窒素	石油、ガス、石炭など燃料の燃焼過程によって発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等様々です。燃焼の過程では大部分が一酸化窒素として排出されますが、徐々に大気中の酸素と結合して二酸化窒素となります。高濃度では人の呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因になるといわれています。そのため、環境基準では「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。」（昭和53年環境庁告示第38号）と定められています。
19	20	浮遊粒子状物質	大気中に気体のように浮遊する微粒子のうち、粒子の大きさが10 $\mu$ m以下のものをいいます。高濃度で人の気管や肺に付着して呼吸器系に影響を与えるといわれています。そのため、環境基準では「1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。」（昭和48年環境庁告示第25号）と、定められています。
20	20	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBをまとめてダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類には合わせて200種類以上ありますが、そのうち29種類に毒性があるとして規制がされています。
21	20	微小粒子状物質	大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5 $\mu$ m（1 $\mu$ m=1mmの千分の1）以下の非常に小さな粒子のことです。
22	20	環境基準	人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましいとされる基準です。法令に基づき「大気」「水質」「土壌」「騒音」「ダイオキシン類」が定められています。
23	20	光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物と炭化水素が、紫外線の影響によって光化学反応を起こすことで生じる汚染物質の集合体をいいます。「光化学スモッグ」の原因にもなり、高濃度では人の粘膜を刺激し、呼吸器系に影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も知られています。そのため、環境基準では「1時間値が0.06ppm以下であること。」（昭和48年環境庁告示第25号）と、定められています。
24	23	BOD	生物化学的酸素要求量。水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量の事で、数値が大きいほど水質が汚濁しています。
25	23	pH	水溶液中の水素イオンの濃度を示したもので、pH7を中性とし、数字がこれより小さければ酸性、大きければアルカリ性であることを表しています。
26	23	電気伝導率	水の電気伝導のしやすさを表す数値です。水は含有する電解質が多いほど電気を通しやすくなるため、電気伝導率により水の汚れを計る指標となります。
27	23	溶存酸素	水の中に溶けている酸素の量の事です。略称は「DO」です。
28	23	COD	化学的酸素要求量。 水中の有機物を化学的に分解するときに消費する酸素の量を表します。湖沼や海域の水の汚濁を計る代表的な指標です。

No.	ページ	語句	説明
29	23	SS	浮遊物質量。水中の粒子状の物質の量を表しています。
30	23	大腸菌群数	大腸菌の数を計ることで他の感染症の病原菌が存在する指標とされています。
31	23	塩素イオン	水中に存在する塩化物をいいます。主に生活排水に含まれることから、水質汚濁の指標の一つとなります。
32	23	アンモニア性窒素	アンモニウムイオンをその窒素量で表したものです。有機性窒素の分解により生成されます。主な発生源は、し尿、生活排水、肥料などです。
33	23	全窒素	水中に含まれる窒素酸化物の窒素の総量をいいます。過剰になると湖沼など閉鎖性水域で藻類などの増殖を引き起こし、富栄養化の度合いを示す指標のひとつです。自然的要因のほか、人の活動に伴い排出されます。
34	23	全リン	水中に含まれるりん化合物の総量をいいます。全窒素同様、富栄養化の度合いを示す指標のひとつで、過剰になると湖沼など閉鎖性水域で藻類などの増殖を引き起こします。
35	23	陰イオン界面活性剤	石鹼をはじめとする合成洗剤の主成分で、主な汚染源は生活排水及び一部の産業排水です。
36	25	カドミウム	銀白色の柔らかい金属です。公害病である「イタイイタイ病」の原因物質であり、多量に接種すると死に至ります。
37	25	鉛	軟質金属で、水道管、ガス管などに使用されています。大量の鉛が体内に入ると急性中毒を起こし、腹痛、嘔吐、下痢などの症状が現れます。
38	25	六価クロム	クロムは自然界では三価クロムですが、酸化されると六価クロムになり毒性が強くなります。メッキ工場、皮なめし工場、生コン工場などの排水に含まれています。
39	25	1.1.1-トリクロロエタン	無色透明の揮発性の液体で、甘い臭いを持ちます。金属、機械部品等の脱脂・洗浄剤、ドライクリーニング用洗浄剤などに使用されています。
40	25	テトラクロロエチレン	有機塩素系溶剤のひとつで無色透明の液体です。ドライクリーニングや金属の洗浄、溶剤として使用されます。人体へは肝障害や腎障害、中枢神経障害があります。廃液等による地下水汚染が懸念されています。
41	25	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	一般にアンモニア性窒素の酸化によって生じるもので、硝酸性窒素は人体内で亜硝酸性窒素に還元され、この亜硝酸性窒素がヘモグロビンと結合し酸素欠乏症を引き起こします。
42	25	フッ素	刺激臭のある淡黄緑色の気体で、非常に活性が強く他の元素と結合していろいろな化合物をつくります。非常に強い酸化作用があり猛毒ですが、哺乳類にとっては必須ミネラルのひとつです。
43	25	ホウ素	黒みがかった色のダイヤモンドに次いで硬い物質で、骨を作るのに必要なミネラルです。中枢神経に影響する元素のひとつです。
44	26	感覚公害	人の感覚を刺激して、不快感や“うるささ”として受け止められる公害を感覚公害といいます。具体的には悪臭・騒音・振動があります。
45	26	パークアンドレールライド	郊外にある駅やバスの停留所の近くまで自家用車や自転車などで行き、そこに併設された駐車場や駐輪場に駐車・駐輪(PARK)して、そして(AND)、鉄道(RAIL)などの公共交通機関に乗る(RIDE)という意味です。
46	29	公園長寿命化計画	市内に所在する公園の遊具、建築物等について、老朽化に対する安全対策、補修等の費用を平準化させ、維持管理経費の減少を図る観点から、既存施設の長寿命化対策及び計画的な補修・改築・更新を行うことを目的としたものです。
47	30	景観計画	良好な景観を形成するため、対象区域と景観まちづくりの方針、届出対象となる行為の制限、景観形成上必要な基準を定めたものです。届け出た行為について基準を超えた場合は勧告や設計変更命令が出されます。

No.	ページ	語句	説明
48	30	山梨市 フィールド ミュージアム 構想	フィールドミュージアムとは、その土地の歴史・風土・文化そのものを博物館又は美術館に見立て、住んでいる人と訪れた人が互いに価値を発見していく仕組みです。本市では、合併前の山梨市において策定した「山梨市フィールドミュージアム構想」をもとに、牧丘、三富地域の特徴、資源を調査し、新たに見直しを行ない、平成19年3月、新しい「山梨市フィールドミュージアム構想」を策定しました。
49	33	二酸化炭素	温室効果ガスの一種で、人為的発生源としては主に石油・石炭などの化石燃料の燃焼、電力の使用による間接的な排出があり、産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きいものです。
50	31	メタン	無色無臭の気体です。人体に対する毒性はありません。天然ガスから得られるほか、一酸化炭素と水素を反応させることにより工業的に生産されています。燃料用ガスや都市ガスに使用されています。
51	31	一酸化二窒素	無色で香味・甘味があり麻酔作用がある気体です。主な発生源は燃焼、窒素肥料の使用、化学工場などです。医療では「笑気麻酔」として使われています。
52	31	温室効果ガス	太陽からの熱を地球に閉じ込め地表を温める働きがあります。京都議定書では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六フッ化硫黄の6種類が排出量削減対象となっています。地球温暖化の主な原因です。
53	31	気候変動に 関する政府間 パネル (IPCC)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織のことです。
54	31	第5次 評価報告書	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によって発行される地球温暖化に関する5番目の報告書です。世界中で発表された9,200以上の科学論文を参照し、800名を超える執筆者により、4年の歳月をかけて作成されました。
55	31	国際連合枠組 条約 (気候変動枠組 条約)	環境と開発に関する国際連合会議(UNCED)において、採択された地球温暖化問題に関する国際的な枠組みを設定した環境条約です。気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)は、1994年3月21日に、発効されました。気候変動に関する国際連合枠組条約は、国連気候変動枠組条約、地球温暖化防止条約などとも呼ばれる。
56	31	地球温暖化防止 京都会議(COP3)	気候変動枠組条約の発効以来、毎年開かれている締約国会議(COP)の3回目の会合で、1997年12月に京都市にある国立京都国際会館で開催された、温室効果ガス排出規制に関する国際的な合意形成を主な目的とした国際会議です。
57	31	京都議定書	地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された、気候変動枠組条約に関する議定書です。温室効果ガスについて、先進国における削減率を1990年を基準として各国別に定め、共同で約束期間内に目標値を達成することが定められました。
58	31	COP16	気候変動枠組条約の発効以来、毎年開かれている締約国会議(COP)の16回目の会合で、2010年にメキシコのカンクンで開催されました。
59	31	カンクン合意	気温上昇を工業化前2℃以内に抑えるために、2050年までの世界規模の大幅排出削減及び早期のピークアウトを共有のビジョンとする前提のもとで、COP16において合意されたものです。
60	31	COP21	気候変動枠組条約の発効以来、毎年開かれている締約国会議(COP)の21回目の会合で、2015年にフランスのパリで開催されました。

No.	ページ	語句	説明
61	31	パリ協定	COP21 で採択された新しい地球温暖化対策の国際ルールです。産業革命前からの気温上昇を2度よりかなり低く抑えることを目標としています。そのために今世紀後半に世界全体で温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることをうたっています。先進国だけに温室効果ガスの削減を義務づけた京都議定書と違い、全ての国が削減目標を自主的に作って報告することとなり、達成に向けた国内対策を取ることが義務づけられました。
62	32	日本の約束草案	地球温暖化対策推進本部により決定されたものです。日本の2020年以降の温室効果ガスの削減目標を、2030年度に2013年度比「▲26.0%（2005年度比▲25.4%）」とするとしています。
63	32	地球温暖化対策推進本部	京都議定書の着実な実施に向け、平成9年12月、閣議決定により内閣に設置されました。その後、平成17年2月、京都議定書の発効に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正法が施行され、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための機関として、法律に基づく本部として改めて内閣に設置されました。
64	32	第四次環境基本計画	国の環境基本法に基づいて、政府の環境施策の大綱を定めるものとして平成24年7月に閣議決定されました。その内容は、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民の皆様をはじめ、多様な主体に期待する役割についても示しています。
65	32	COP22	気候変動枠組条約の発効以来、毎年開かれている締約国会議（COP）の22回目の会合で、2016年にモロッコのマラケシュで開催されました。
66	33	クリーンエネルギー	電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない（または少ない）エネルギーのことです。一般的には自然エネルギーである太陽光発電システム、水力発電、風力発電、地熱発電などが挙げられます。
67	34	ペレットストーブ	木質ペレットを燃料とするストーブです。間伐材の利用促進や非化石燃料を使用することから地球温暖化対策として普及しつつあります。
68	34	再生可能エネルギー	風力、太陽光、バイオマス、地熱、水力など、一度使用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源の枯渇しないエネルギーのことです。
69	34	環境共生型住宅	地域の気候風土や敷地の条件、住まいに応じて自然エネルギーが最大限に生かされること、さらに身近に手に入る地域の材料を使うなど、環境に負担をかけない方法で建てられた住宅をいいます。
70	34	バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を言い、太陽光によって作り出される再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）のことです。化石燃料には限りがありますが、バイオマスでは太陽と水、炭酸ガス、植物が有る限り作り出すことが出来ます。バイオマスには、サトウキビに代表される「資源作物」、間伐材などの「未利用バイオマス」、生ごみなどの「廃棄物系バイオマス」に分類されます。これらは利用しやすい形に変換する必要がありますが、現在、どのような方法で有効に利用できるか研究が進められています。
71	34	緑のカーテン	冷房時に排出される二酸化炭素を削減するため、ゴーヤなどのつる性植物をカーテン状にして窓辺や壁面に育成し室温の上昇を防ぐ運動です。
72	34	ロケットストーブ	「かまど」を原型とした薪や木片など、身近にある木質バイオマスを燃料とするストーブです。高温になった燃焼筒内に上昇気流が生まれ、勢い良く熱気を吸い上げます。従来の薪ストーブより燃焼効率が良く、廃材や枯れ木も燃料になります。
73	35	エコドライブ	環境に配慮した自動車の運転方法をいいます。具体的には、急発進・急加速をしない、空ぶかしをしない、適正空気圧のタイヤで走る、といった取り組みにより省エネルギーを図る運転方法です。
74	35	エコカー	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の量が大幅に少なく環境に負担をかけない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などのことです。



No.	ページ	語句	説明
75	35	バイオディーゼル燃料	バイオマスのうち、菜種油やひまわり油などの植物由来の油や、天ぷら油などの廃食用油からつくられるディーゼルエンジン用燃料のことです。略称はBDF。
76	35	改正省エネ法	1979年に制定された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正され2014年4月から施行されました。
77	37	新エネルギー	石油や石炭に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギーのことをいいます。利用しても枯渇することが少なく環境への負荷も少ないエネルギー資源をいいます。太陽光、風力、地熱、バイオマスエネルギーなどが該当します。
78	37	地域新エネルギービジョン	新エネルギーや省エネルギーに取り組み、地球温暖化防止、農林業の活性化、まちづくりへの市民参加といった個性あふれる地域づくりを進めることを念頭に、基本構想となるビジョンをまとめたものです。
79	37	バイオマスタウン構想	広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムの構築及び安定的かつ適正なバイオマス利活用の全体プランを取りまとめたものです。
80	37	次世代エネルギーパーク計画	新エネルギーを中心に我が国のエネルギー問題への理解を深めるための地域拠点として経済産業省（資源エネルギー庁）が整備している事業です。県内では本市の他に北杜市、山梨県も認定されています。
81	37	ペレット	製品にならない廃材や間伐材、剪定枝などを、燃料として利用するために粉碎・圧縮し直径6mm、長さ2cm程の円柱状にした燃料です。
82	37	エコツアー	新エネルギーを含む自然環境や文化、歴史等を観光の対象としながら、それらを考慮しながら行う旅行やレクリエーションのことをいいます。
83	38	メガソーラー	1MW以上の出力を持つ大規模な太陽光発電システムのことです。
84	38	地中熱	地下の比較的浅い部分（約5～200m）にある比較的低温の熱のことです。地熱の一種ではありますが、火山活動などに伴う地球内部からの熱ではなく、太陽エネルギーによる熱である点が異なり、一般に火山活動由来の熱である地熱とは区別されます。
85	40	Kids ISO 14000プログラム	家庭における省エネルギーなどの取組を通じて環境への関心を高める、子どものための環境教育プログラムで、国内では地方公共団体や財団法人、青年会議所等多くの団体が取り組み、既に10万人もの子どもたちが実施し、家庭から10,000トン以上の二酸化炭素排出量を削減した実績があります。現在では国連機関などの（国連大学UNU、ユネスコUNESCOほか）国際機関を通して海外で広がっています。
86	40	エコキャンドル	廃食用油（料理で使い終わったものや賞味期限切れの油）を使用して作ったキャンドルのことをいいます。
87	40	温暖化防止万葉エコ市民の会	市内の温室効果ガスの排出量削減のため、主として「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、日常生活を営む上で温室効果ガスの抑制に必要な具体的活動の推進を目的に設立された地域協議会です。
88	53	エコファーマー	たい肥などを使った土づくりと、化学肥料・化学合成農薬の使用量を低減させる取組を一体的に行う計画を立て、その計画が県知事に認められた農業者のことです。
89	55	アイドリング・ストップ	自動車が走っていないとき（停車時）にエンジンを止めて、燃料を無駄に消費しないことをいいます。
90	57	生活排水クリーン処理率	市の人口に対して、生活排水処理施設が整備されている人口の割合のことです。
91	58	類型指定	水質汚濁に係る環境基準のうち、BOD、COD、窒素、りんなどの生活環境の保全に関する環境基準については、河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた類型を設けています。環境基準はこの類型別に設定されています。

No.	ページ	語句	説明
92	59	臭気指数	臭気濃度を対数表示したものです。臭気濃度とは、人間の嗅覚を用いて臭いがしなくなるまで希釈したときの倍率を表しています。
93	65	国立社会保障・人口問題研究所	1996年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っています。
94	67	カーボン・マネジメント	CO2をはじめとする温室効果ガスの排出量を管理することです。
95	69	固定価格買取制度	平成23年8月26日に成立した、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、平成24年7月1日より実施された、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者（電力大手10社）が買い取ることを義務付ける制度です。
96	69	エネルギー基本計画	エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定するものです。
97	69	長期エネルギー需給見通し	エネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すものです。
98	69	エネルギーミックス	電気の安定供給を図るため、再生可能エネルギーや火力、水力、原子力など多様なエネルギー源を組み合わせることで電源構成を最適化する事です。
99	74	エコマーク	環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境にやさしい製品を示すマークです。メーカーや流通業者の申請を受けて、「財団法人日本環境協会」が審査し、認定された商品にはマークを付けることが許されています。
100	74	グリーンマーク	「財団法人古紙再生促進センター」が「古紙を原料にした製品であることを容易に識別できる目印」として、1981年に制定したマークです。
101	75	節水コマ	給水栓において、節水を目的として製作されたコマです。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ給水栓ではハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減少します。
102	75	HV(ハイブリッド自動車)	2つ以上の動力源を持つ自動車のことです。一般的には内燃機関（エンジン）と電動機（モーター）を動力源として備えた自動車になります。
103	75	PHV(プラグインハイブリッド自動車)	コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車のことです。
104	75	電気自動車	電気をエネルギー源とし、電動機を動力源として走行する自動車のことです。
105	75	クリーンディーゼル車	平成22年排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適應する、PMやNOxの排出量が少ないディーゼル車のことです。
106	75	FCV(燃料電池自動車)	主に水素を燃料として、搭載した燃料電池で発電し電動機の動力で走る自動車のことです。
107	76	HEMS	エネルギーの「見える化」と一元管理を実現する、家庭で使われるエネルギーを管理するシステム（Home Energy Management System）のことです。
108	76	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電などによってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロ以下となる住宅のことです。

No.	ページ	語句	説明
109	79	BEMS	ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム (Building Energy Management System) のことです。
110	79	FEMS	工場の機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム (Factory Energy Management System) のことです。
111	79	ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)	ビルにおけるエネルギー消費量を、IT 技術や省エネ技術、再生可能エネルギーの利用をとおして削減し、年間に消費する正味 (ネット) のエネルギー量が概ねゼロ以下となるビルのことです。
112	80	ビオトープ	動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間のことです。公園の造成・河川の整備などに取り入れられています。
113	81	森林セラピー	科学的に検証された森林浴の癒やし効果を、心身の健康や病気予防に生かす取組のことです。心理・物理実験で癒やし効果が実証された森をNPO法人「森林セラピーソサエティ」が「森林セラピー基地」「セラピーロード」として認定しています。
114	81	エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。

## 山梨市役所 環境課

〒405-8501

山梨県山梨市小原西 843

☎ 0553-22-1111(内線 2252)

FAX 0553-23-2800

ホームページ <http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>

E-Mail [kankyo@city.yamanashi.lg.jp](mailto:kankyo@city.yamanashi.lg.jp)



山梨県 山梨市